別紙様式第6号の2(第104条関係)

(日本産業規格A4)

実　施　計　画

年　　月　　日提出

(申請者)　本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代表者　　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の10第1項の規定に基づき、実施計画を次のとおり提出します。

記

第1　実施計画の実施期間

(記載上の注意)

1. 実施期間は、5年を下らないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。

2. 実施計画の始期は、経営基盤強化実施金融機関等(法第34条の10第1項に規定する「経営基盤強化実施金融機関等」をいう。以下同じ。)が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置を開始する日の属する事業年度の開始の日(実施計画を提出した金融機関等(以下「申請金融機関等」という。)が銀行等であり、かつ、当該措置を開始する日が10月1日から3月31日までの間である場合にあっては、10月1日)とする。

3. 実施計画の終期は、実施計画の始期が4月1日である場合にあっては実施計画の始期から起算して5年を経過する日とし、実施計画の始期が10月1日である場合にあっては実施計画の始期から起算して5年を経過する日を含む事業年度の終了の日とする。

第2　主として業務を行っている地域における基盤的金融サービスの提供の状況

(記載上の注意)

1. 主として業務を行っている地域(以下「計画実施地域」という。)、当該地域における基盤的金融サービスの提供状況及び当該サービスの提供を通じた当該地域の経済への寄与について記載すること。

2.「計画実施地域」については、基盤的金融サービスを提供している地域を都道府県及び市町村(特別区を含む。)の別に記載すること。

3.「当該地域における基盤的金融サービスの提供状況」については、提供する基盤的金融サービスの種類の別と「計画実施地域」との対応関係が分かるようにその概要を記載すること。

4.「当該サービスの提供を通じた当該地域の経済への寄与」については、当該地域における基盤的金融サービスの提供状況に照らした当該地域の経済への寄与の程度について記載すること。

5. 経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

第3　計画実施地域において基盤的金融サービスを持続的に提供することが困難となるおそれがあることを示す事項

（記載上の注意）

1．将来の人口動態や経済動向等の推計等を用いた収益の見通し等も踏まえつつ記載すること。

2．経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

第4　事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置の内容及び計画実施地域における基盤的金融サービスの提供の維持に関する事項

1　組織再編成等の内容

(1)　実施しようとする組織再編成等

（記載上の注意）

実施しようとする組織再編成等が該当する法第34条の10第1項各号に掲げる組織再編成等の号番号及び当該組織再編成等の内容の概要を記載すること。

(2)　実施予定時期

（記載上の注意）

実施しようとする組織再編成等が法第34条の10第1項第9号に掲げるものである場合には、実施しようとする主な取組みの内容に応じて、実施予定時期又は開始及び完了の時期を記載すること。

(3)　経営の改善の見通し

（記載上の注意）

実施しようとする組織再編成等が法第34条の10第1項第9号に掲げるものである場合にのみ、当該組織再編成等を実施する経営基盤強化実施金融機関等に係る修正業務粗利益経費率及び修正経費（(別表)に掲げる方法により計算された修正業務粗利益経費率及び修正経費をいう。）の実施計画の始期の属する事業年度の直前の事業年度末及び実施計画の終期における水準並びにその変化の状況について記載すること。この場合において、法第34条の10第2項第7号に規定する資金交付契約に基づき交付される資金については、業務粗利益に含まれないことに留意すること。

2　計画実施地域における基盤的金融サービスの提供の維持に向けた経営基盤の強化のための措置の内容

(1)　経営基盤の強化のための措置の概要及び実施時期

措置の名称		実施予定時期	措置の概要	見込まれる効果の概要	資金交付
①					
②					
③					

（記載上の注意）

1.「措置の名称」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置をその種類又は内容に応じて大別し、当該種類又は内容を表す適切な名称を付し、記載すること。

2.「実施予定時期」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置の主な取組みの内容に応じて、実施予定時期又は開始及び完了の時期を記載すること。

3.「措置の概要」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置の内容について、その概要を記載すること。

4.「見込まれる効果の概要」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置に

より得られると見込まれる経営の改善について定量的な情報も含めてその概要を記載すること。

5.「資金交付」欄は、預金保険機構(以下「機構」という。)との資金交付契約に基づいて交付を受けた資金を実施しようとする経営基盤の強化のための措置の実施に要する経費の一部に充てることを予定している場合には、〇印を記載すること。

6. 経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

7. 適宜、行を追加すること。

(2)　経営基盤の強化のための措置の内容

(記載上の注意)

実施しようとする経営基盤の強化のための措置の名称及び具体的な取組みの内容について記載すること。

3　経営基盤の強化のための措置の実施により得られると見込まれる経営の改善により計画実施地域における基盤的金融サービスの提供の維持が図られることを示す事項

(記載上の注意)

1. 実施しようとする経営基盤の強化のための措置により得られると見込まれる経営の改善状況について記載すること。この場合において、経営の改善に関連する各種指標については、(別表)により過去の実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見通しを記載すること。

2. 当該経営の改善を踏まえた計画実施地域における基盤的金融サービスの提供について、第3において持続的に提供することが困難となるおそれがあるとした事項の改善の状況並びに実施計画の実施期間中において提供する基盤的金融サービスの内容及び改善の見込みについて記載すること。

3. 経営基盤の強化のための措置によって金融機関等相互間の適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないことを示す事項について記載すること。

第5　中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における経済の活性化に資する方策

(記載上の注意)

経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

1　中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における経済の活性化に資するための方針

(記載上の注意)

毎年9月末日及び3月末日における経営改善支援等取組先企業(個人事業者を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき(別表)に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

2　中小規模の事業者に対する信用供与その他の基盤的金融サービスの実施体制の整備のための方策

（記載上の注意）

中小規模の事業者に対する信用供与その他の基盤的金融サービスの実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。

3　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

(1)　担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

（記載上の注意）

当該方策に係る取組み等について具体的に記載し、1(記載上の注意)に掲げる指標の記載とあわせて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

(2)　中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策

（記載上の注意）

毎年9月末日及び3月末日における中小規模事業者等向け貸出比率及び中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込額を含む中小規模事業者等に対する信用供与の状況を示す二つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき(別表)に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見込みを記載した上で、毎年9月末日及び3月末日における中小規模事業者等向け貸出比率について、人口動態等を考慮した場合に実施計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と実質的に同等の水準を維持するための方策を具体的に記載すること。

4　その他計画実施地域における経済の活性化に資する方策

(1)　創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

(2)　経営に関する相談その他の取引先の企業(個人事業者を含む。)に対する支援に係る機能の強化のための方策

(3)　早期の事業再生に資する方策

(4)　事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

（記載上の注意）

「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業(個人事業者を含む。)に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」の記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組み等について具体的に記載し、1(記載上の注意)に掲げる指標の記載とあわせて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

第6　実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項

1　実施計画に係る管理体制

（記載上の注意）

1. 実施計画を円滑かつ確実に実施するための管理体制を記載すること。
2. 機構に対し、資金交付契約の締結の申込みを行うことを予定している金融機関等は、資金の交付を受けて実施しようとする経営基盤の強化のための措置の担当部署及び交付を受けた資金の経理の担当部署等が分かるように記載すること。
3. 申請金融機関等が複数ある場合には、それぞれの状況を記載すること。

2　実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制の強化のための方策

（記載上の注意）

1．方策について具体的に記載すること。

2．申請金融機関等が複数ある場合には、それぞれの状況を記載すること。

(1)　業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

（記載上の注意）

例えば以下の方策を記載すること。

①　社外取締役又は員外監事(第3条第2項又は労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。)がいない場合において社外取締役又は員外監事を新たに選任すること。

②　社外取締役、社外監査役又は員外監事がいる場合においてこれらの役員を増員し、又はその独立性を強化すること。

③　監査等委員会設置会社(会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。)又は指名委員会等設置会社(同条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。)でない銀行等において新たに監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社になること。

(2)　リスク管理の体制の強化のための方策

（記載上の注意）

貸出債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば以下の事項を記載すること。

①　与信リスク管理に関する事項

②　市場リスク管理に関する事項

(3)　法令遵守の体制の強化のための方策

（記載上の注意）

例えば以下の方策を記載すること。

①　弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。

②　内部監査体制を強化すること。

(4)　経営に対する評価の客観性の確保のための方策

（記載上の注意）

例えば以下の方策を記載すること。

①　第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。

②　業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。

③　協同組織金融機関において協同組織中央金融機関による経営指導の機能の活用を図ること。

(5)　情報開示の充実のための方策

（記載上の注意）

1．例えば以下の方策を記載すること。

①　四半期毎の情報開示を充実すること。

②　部門別の損益に関する情報開示を充実すること。

③　計画実施地域への貢献に関する情報開示を充実すること。

2．利用者に対する法第34条の10第2項第3号に規定する措置の実施に関する情報の提供について記載すること。

(6)　経営の向上に資する情報通信技術の効果的な活用のために必要な体制の強化のための方策

（記載上の注意）

資金の交付を受けて行うシステムの導入及び整備並びにそれらの業務運営の安定的かつ効率的な実施を含めた、的確なリスク管理及びシステム業務運営の実施並びにサイバーセキュリティへの対応の強化のための方策等について記載すること。この場合において、これらの方策の策定及び実施等に関する経営陣の関与について記載すること。

(7)　資金の経理を適正に行うための体制の確保のための方策

（記載上の注意）

経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

第7　資金交付契約の締結の申込みを予定している経営基盤強化実施金融機関等の商号又は名称、交付を求める当該資金の額等

1　経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用の総額

（記載上の注意）

第4の2(1)に記載した全ての経営基盤の強化のための措置を実施するために必要な費用について、消費税及び地方消費税相当額を含めた総額を記載すること。

2　資金交付の対象となる経費の総額

（記載上の注意）

資金交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)の総額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税相当額は交付対象経費に含まれないことに留意すること。

3　機構に交付を求める予定の資金の総額

（記載上の注意）

2に記載した額のうち機構に交付を求める予定の金額であって、機構が定める交付限度額又は2に記載した額に機構が定める交付率を乗じた金額(1円未満は切捨て)のいずれか低い金額を上限に記載すること。

4　経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用、交付対象経費及び機構に交付を求める予定の資金の額

措置の名称		経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用	交付対象経費	機構に交付を求める予定の資金の額
①		円	円	円
②		円	円	円
③		円	円	円
合計		円	円	円

（記載上の注意）

1．「措置の名称」欄は、第4の2(1)に記載した全ての措置についてそれぞれ記載する

こと。

2.「経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用」欄は、それぞれの措置を実施するために必要な費用について、消費税及び地方消費税相当額を含めた総額を記載すること。

3.「交付対象経費」欄は、「経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用」のうち交付対象経費の額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税相当額は交付対象経費に含まれないことに留意すること。また、交付対象経費の合計額は、2に記載した額と合致することに留意すること。

4.「機構に交付を求める予定の資金の額」欄は、3に記載した額のうちそれぞれの措置に充てることを予定している金額を記載すること。この場合において、各措置における「交付対象経費」に機構が定める交付率を乗じた額とする必要はなく、交付を求める予定の資金の合計類が3に記載した額と合致していればよいことに留意すること。

5. 適宜、行を追加すること。

第8　実施計画の実施に伴う労務に関する事項

（記載上の注意）

組織再編成等の全ての当事者について、それぞれ、以下に掲げる事項を記載すること。

(1)　実施計画の始期における従業員(職員)数

(2)　実施計画の終期における従業員(職員)数

(3)　経営基盤の強化のための措置の実施に充てる予定の従業員(職員)数

(4)　(3)中、新規採用される従業員(職員)数

(5)　経営基盤の強化のための措置の実施に伴い出向又は解雇される従業員(職員)数

（その他記載上の注意）

1. 一般的事項

(1)　上記の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

(2)　実施計画が公表されることを踏まえ、上記の規定により記載が必要とされる事項のほか、実施計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

2. 申請者

(1)　実施計画の認定を共同して申請する金融機関等があるときは、経営基盤強化実施金融機関等又は経営基盤強化実施金融機関等以外の申請金融機関等の別を明記し、申請者の欄を適宜補正した上で、全ての申請者について記載すること。

(2)　氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

（別表）（申請金融機関等―単体）

		年　月末実績	年　月末実績	年　月末実績／実績見込み	年　月末計画	年　月末計画	年　月末計画	年　月末計画	年　月末計画	年　月末計画
資産・負債・純資産の部（平均残高）	資産の部合計									
	うち貸出金									
	負債の部合計									
	うち預金・譲渡性預金									
	うち債券									
	純資産の部合計									
	うち資本金									
	うち資本剰余金									
	うち資本準備金									
	うち利益剰余金									
	うち利益準備金									
	うち土地再評価差額金									
	うちその他有価証券評価差額金									
	うち自己株式									
損益	業務純益									
	業務収益									
	資金運用収益									
	うち貸出金収入									
	うち有価証券配当金									
	うち投資信託解約益									
	役務取引等収益									
	特定取引収益									
	その他業務収益									
	うち国債等債券関係（＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益）									
	業務費用									
	資金調達費用									
	うち預金・譲渡性預金利息									
	うち投資信託解約損									
	役務取引等費用									
	特定取引費用									
	その他業務費用									
	うち国債等債券関係（＝国債等債券売却損＋国債等債券償還損＋国債等債券償却＋債券費・社債費）									
	一般貸倒引当金繰入額									
	経費									
	うち人件費									

	うち物件費									
	うち有形固定資産償却費									
	うち無形固定資産償却費									
	うち預金保険料									
	修正経費 (＝経費－有形固定資産償却費－無形固定資産償却費－預金保険料)									
	金銭の信託運用見合費用									
	業務粗利益 (＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額＋債券費＋経費)									
	国債等債券関係損益									
	コア業務純益 (＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益)									
	投資信託解約損益									
	コア業務純益(除く投資信託解約損益) (＝コア業務純益－投資信託解約損益)									
	臨時損益									
	うち不良債権処理損失額									
	個別貸倒引当金繰入額									
	貸出金償却									
	その他の処理額									
	うち株式等関係損益									
	経常利益									
	特別損益									
	税引前当期(中間)純利益									
	法人税、住民税及び事業税									
	法人税等調整額									
	当期(中間)純利益									
経営指標(%)	資金運用利回									
	貸出金利回									
	資金調達原価率									
	預金等利回 (＝(預金利息＋譲渡性預金利息)／預金・譲渡性預金平均残高合計)									
	資金調達経費率 (＝経費／預金・譲渡性預金・債券平均残高合計)									
	預貸率									
	総資金利鞘 (＝資金運用利回－資金調達原価率)									
	預貸金利鞘 (＝貸出金利回－預金等利回－資金調達経費率)									

	当期利益ROE (＝当期(中間)純利益／純資産)									
	当期利益ROA (＝当期(中間)純利益／総資産)									
	コア業務純益ROE (＝コア業務純益／純資産)									
	コア業務純益ROA (＝コア業務純益／総資産)									
	業務粗利益経費率 (＝経費／業務粗利益)									
	修正業務粗利益経費率 (＝修正経費／(業務粗利益－国債等債券関係損益－投資信託解約損益))									
不良債権関連指標	金融再生法開示債権残高									
	破産更生等債権額									
	危険債権額									
	要管理債権額									
	正常債権額									
	総与信 (＝金融再生法開示債権残高＋正常債権額)									
	不良債権比率 (＝金融再生法開示債権残高／総与信)									

(申請金融機関等―連結)

		年　月末実績	年　月末実績	年　月末実績／実績見込み	年　月末計画	年　月末計画	年　月末計画	年　月末計画	年　月末計画	年　月末計画
資産・負債・純資産の部(平均残高)	資産の部合計									
	うち貸出金									
	負債の部合計									
	うち預金・譲渡性預金									
	うち債券									
	純資産の部合計									
	うち資本金									
	うち資本剰余金									
	うち資本準備金									
	うち利益剰余金									
	うち利益準備金									
	うち土地再評価差額金									
	うちその他有価証券評価差額金									
	うち自己株式									
	経常利益									
	経常収益									
	資金運用収益									

損益		役務取引等収益									
		特定取引収益									
		その他業務収益									
		その他経常収益									
	経常費用										
		資金調達費用									
		役務取引等費用									
		特定取引費用									
		その他業務費用									
		営業経費									
		その他経常費用									
		うち貸出金償却									
		うち貸倒引当金繰入額									
		うち一般貸倒引当金繰入額									
		うち個別貸倒引当金繰入額									
	特別利益										
	特別損失										
	法人税、住民税及び事業税										
	法人税等調整額										
	非支配株主に帰属する当期(中間)純利益										
	親会社株主に帰属する当期(中間)純利益										
経営指標(%)	当期利益ROE (＝親会社株主に帰属する当期(中間)純利益／純資産)										
	当期利益ROA (＝親会社株主に帰属する当期(中間)純利益／総資産)										

(記載上の注意)

1. 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。
2. 過去の実績については、過去3年分記載すること。実績見込みについては、実施計画の期間と同一の期間記載すること。
3. 事業年度末(銀行等にあっては、毎年9月末及び3月末)の計数を記載すること。
4. 全ての申請金融機関等(申請者)について作成すること。なお、組織再編成等により金融機関等の種類が異なることとなる場合にあっては、過去の実績又は実績見込み及び実施計画の期間中の見込みを同一の連続した表形式で記載することを要しない。
5. 協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。